

昭和萬葉集

卷十

昭和二十七年～二十九年

講談社

昭和萬葉集 卷十

定価 一、六〇〇円

昭和五十四年十月二十八日 第一刷発行

発行者 野間省一

発行所 株式会社講談社

東京都文京区音羽 一 二二 一二二

郵便番号 一二二

電話 東京 〇三 九四五 一二二 (大代表)

振替 東京八 三九三〇

印刷所 凸版印刷株式会社

製本所 牧製本印刷株式会社

用紙 本州製紙株式会社

王子製紙株式会社

製函 株式会社岡山紙器所

©講談社 一九七九年 Printed in Japan

0392-441106-2253(0) (昭萬)

落丁本・乱丁本はお取りかえいたします。

昭和萬葉集 卷十／目次

口絵
凡例

I

独立の現実

講和発効

10

血のメーデー

12

破防法成立

14

再軍備論争

15

予備隊へ

19

保安隊

20

戦力なき軍隊

21

兵站基地・日本

24

李ライン

27

世界の動き

28

祖国の中の異国

基地の周辺

30

進駐軍の姿

34

米兵と女

35

星条旗の下で

37

内灘の砲声

38

基地反対の声

39

死の灰の恐怖

第五福竜丸事件

40

食えないマグロ

42

死の灰

44

放射能雨

46

核兵器の恐怖

48

『広島』より

49

ノーマア・ヒロシマ

58

広島・長崎にて

60

II

逆コースの時代

追放解除
逆コース

64

65

III

きびしい生活	
きびしい生活	104
食べものの歌	105
酒の歌	108
着るものの歌	109
住まいの歌	112
借金	115
重税	116
職を求めて	117

政治家たち	66
皇室と国民	68
思想調査	69
早大事件	71
松川判決	73
炭労スト	76
いまわしい記憶	
兵たりし日々	77
戦傷の身を	78
戦中某日	80

生活の周辺	
生活の周辺	120
日々のいとなみ	124
青春の歌	127
若い世代	130
学生	131
街上で	133
日常折々	136
獄中の歌	140
外地にて	141

抵抗のすがた	
暗い職場で	90
解雇のあらし	93
抵抗と弾圧	95
行動する学生	100
還らぬ人を	81
戦の残骸	84
戦犯と呼ばれて	85
戦争の傷痕	88

戦後の日本

焼跡以後

143

ダムに沈む村

144

水害日本

145

IV

ストリップ

147

パチンコ

148

風俗片々

148

家庭電化

150

混血児たち

151

仕事の歌

炭坑で

154

ニコヨン・土工

156

工場で

158

教師の歌

161

医師

165

法の番人

166

記者

168

商いの歌

169

行商

172

海で

173

農村の日々

変りゆく農村

181

農村の日々

182

米作り

186

農作業

187

家畜

190

農家も貧し

190

養蚕

191

旧地主

192

仕事の歌

175

媚を売って

174

V

愛の歌

愛の歌

194

女心

202

愛と死

愛と死

夫を

わが妻

病む妻

亡き妻

出産

幼な子

わが子

亡き子

離婚

父を

母を

母の死

父母を偲ぶ

家族たち

205

206

208

213

214

215

216

218

219

221

222

224

226

229

227

茂吉の死

遼空の死

人を偲ぶ

病み臥して

病床の日々

血を吐く

手術

結核の新薬

病床の愛

病者の周辺

不自由な体

『試歩路』より

『木がくれの実』より

ハンセン氏病者

貧しく病みて

病者の怒り

237

234

231

238

242

243

245

245

248

249

252

255

257

260

254

VI

四季の移ろい

春

夏

264

266

秋

冬

新年

自然

269

272

275

276

山で・海で

279

旅

281

ふるさと

284

いきもの

285

鳥

288

折々の歌

いのち

290

折にふれて

292

くさぐさの歌

297

「コスモス」創刊

300

「形成」創刊

301

新しい世代の胎動〈昭和短歌史概論〉

..... 302

結婚―誕生、そして第五福竜丸事件〈昭和史私論〉

..... 308

山田宗睦

年表

..... 318

作者略歴・索引

..... 321

■脚注目次

〈独立の現実〉

サンフランシスコ体制

10

講和の発効

11

ポツダム政令の廃止

12

血のメーデー

13

破防法

14

再軍備論争

14

M S A協定

15

池田・ロバートソン会談

16

「日華」平和条約

18

警察予備隊

19

保安隊

20

バスーカ砲

21

自衛隊

22

特車

23

自衛隊の階級

23

鉄屑ブーム

24

特需

24

軍需産業の復活

25

朝鮮休戦成立

26

出入国管理令

26

李ライン

27

スターリンの死

28

ディエンビエンフーの陥落

29

〈祖国の中の異国〉

日米安保条約と行政協定

30

基地の実態

31

閣下ル

32

駐留軍将兵の犯罪

33

沖縄の基地化

34

基地の女

36

内灘闘争

38

基地反対闘争	40	吉田内閣退陣	70	重税	116	講和発効と裁判	165
《死の灰の恐怖》		早大事件	71	《生活の周辺》		《球根栽培法》	166
第五福竜丸事件	41	松川裁判	73	八頭身	121	火埴びん事件	167
ビキニマグロ	42	炭労・電産スト	76	力道山ブーム	122	《警察法》改正問題	168
水爆実験	43	《いまわしい記憶》		トルコ風呂	123	《農村の日々》	
水素爆弾	44	軍人恩給復活	78	日中・日ソ国交問題	124	農村の動向	182
死の灰	45	街頭の白衣募金	79	寺山修司の歌	128	村八分事件	183
原水爆禁止運動	48	中国の留用者	82	学生生活	132	農地改革違憲訴訟	192
A B C C	49	興安丸	83	軍艦マーチ	133	《愛と死》	
《広島》	50	中国からの帰国者	83	地下鉄	135	中城ふみ子と『乳房喪失』	206
原爆症	52	フィリピンンの戦犯減刑・特赦	86	《戦後の日本》		レッドパージ	212
原爆被害の公開	54	ソ連抑留戦犯問題	88	焼跡以後	143	《鞍馬天狗》	219
原爆医療施設	56	琉球政府	88	ダム建設ラッシュ	144	伊勢	223
原爆ドーム	57	沖縄の復帰運動	89	水害日本	146	夏時間	224
広島平和記念公園	58	《抵抗のすがた》		ストリップ	147	陸奥・長門・土佐	229
《原爆の図》	59	特需景気から不況へ	91	パチンコ	148	茂吉の死	231
エリノア・ルーズベルト	59	M S A 合理化	92	「君の名は」	149	迫空の死	234
《逆コースの時代》		近江絹糸スト	96	テレビ時代の開幕	150	《病み臥して》	
追放解除の完了	64	人民広場	98	家庭電化ブーム	151	成人病	243
財閥解体廃止法案	65	大須事件	100	混血児問題	152	ストレプトマイシン	245
逆コースの進行	65	東大事件	101	《仕事の歌》		《試歩路》	253
造船疑獄	66	《きびしい生活》		スト規制法	154	《木がくれの実》	254
指揮権発動	67	池田暴言	105	愛国心教育	161	『らい予防法』の改正	256
立太子礼	68	配給制度のおわり	106	偏向教育	162	《折々の歌》	
「臣茂」	68	黄変米	107	教育二法	163	《多磨》の解散	300
自由党の分裂	69	住宅不足	113	『山芋』と『山びこ学校』	164		

◆凡例

1 本全集は、昭和元年から五十年までの間に

つくられた短歌を対象として、一般投稿歌、依頼出詠歌、各種資料からの発掘歌等々を、選者の選をへて編纂した。

2 収録作品は、作歌年（作者本人の申告もしくは初出掲載誌発刊年等）によって分類し、年代順に巻分けを行なった。

3 各巻内は、作品のテーマ、素材により分類・配列した。また分類ごとに初出作品の上段に、色刷で編集小見出をつけた。

4 作者名の下に、生（没）年、出典、小題等が必要に応じてつけた。

・収録作者全員の作者略歴・索引を巻末につけた。

・生年または現存（没年）が未詳の場合は：で示した。

【例】大8：〈生年のみ判明〉

：昭20〈没年のみ判明〉

・出典は、原則として編纂部が典拠としたものを示した。『』は歌集、『』は新聞・雑誌などを、また（ ）内の数字は、

刊行年、刊行年月（日）号を示す。

【例】「形相」（23）〈昭和二十三年刊〉

「アララギ」（17・2）〈雑誌「アララギ」昭和十七年二月号〉

「朝日新聞」（17・12・8）〈昭和十七年十二月八日号〉

・二首以上の収録作品で、出典が複数となっている場合の表示。

【例】「アララギ」（17・9、10）〈九月号と十月号〉

「アララギ」（17・9）『三首（18

・3）』二首（十七年九月号から三

首、十八年三月号から二首）

・必要に応じて、出典の下に原典につけられた小題を付した。

【例】「露原」（22）「食生活」〈歌集「露原」にある「食生活」という小題のついた一連からの抄出〉

・必要に応じて、作歌時の所在地、未発表の典拠等をへ、内に記した。

【例】〈北支にて〉〈日記より〉

（沖修二）〈阿南惟幾伝〉（45）より

5 戦後の現代かないによる作品を除いて、作品の表記は旧かないを原則とした。なお、漢字は原則として新字体を使用し、よみがな（ルビ）は編纂部の判断で加減した。

6 作品の下段に色刷で脚注欄を置いた。

・昭和史事項、短歌史事項の解説脚注は、太字（ゴチック体）で見出をつけた。なお

（ ）内は執筆者名。

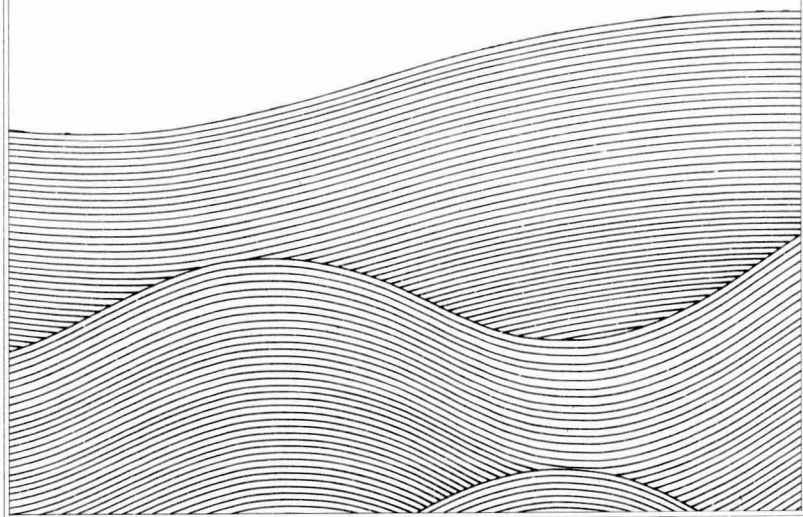
・作品中の難解語、特殊用語、古語、誤解を生じやすい語などに語注をつけた。

・収録作品につけられていた詞書は、必要に応じて「詞書」と頭につけて脚注欄に引用記載した。

・検索しやすいように、作品の末尾と該当する脚注の頭に、＊または＊＊をくりかえし付して、対応させた。

■本巻収録の作品の作者・著作権者で、所在不明等のため、連絡のとれない方があります。巻末作者略歴・索引の＊印を付した作者がこれに該当しますが、お心あたりの方は、編纂部まで御一報くださいますようお願いいたします。

I



独立の現実

窪田空穂 明10「昭42『卓上の灯』(30)」

講和発効

我らみな俘虜^{ふりよ}と思ふに現れてきむぎむとかこむ鉄の壁見し

独立を報じてラジオ鳴り渡れ首都東京に起る声なし

太田青丘 明42「『噴泉』(29)」

縛^{いまし}めの手に持たされしペンなりし思ふ意識がいつまでもさいなむ

土岐善麿 明18「『早稲田抄』(30)」

身ひとつをまもるにあらず正しきにかに就くべき時は迫れば

最後まで意識あきらかに死ぬるとき苦しさなれか得たる自由は

戦はじ戦はざらむかく誓ひ言^{ことあ}挙げしつるその日に還るべし

近藤芳美 大2「『冬の銀河』(29)」

地の底を鳴る如き風今にして怒りも悲しみも吾に聞えず

吾の指しきりにふるへ寂し寂し白き爆撃の画面想ひて

サンフランシスコ体制 昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ講和条約が発効した。日本はこの条約で連合国四八カ国と講和をむすび、これによって一応「独立」国としての体裁をととのえた。しかし、この条約は中国不招請、インド、ビルマ、ユーゴスラビア不参加、ソ連、ポーランド、チエコスロバキア調印拒否という結果となり、とくに中国を招請しなかったことは、戦争状態終結という点で大きな片手落ちとなった。また、外国軍隊の駐留権を認めたことにより、このち日本はアメリカの戦略体制に組みこまれることとなった。朝鮮戦争以来の兵站基地化の状況は、さらにすんで沖繩を含め、アメリカの対中ソ戦略の前進基地化を推進する結果となった。日本はこの体制のもとで、アメリカに対する従属を余儀なくされた。日本の経済復興はこの段階から進捗するが、このような体制がつねに前提条件にあり、いわゆる「逆コース」の現象もこの体制と深くかかわっていた。(原田勝正)

ビラ貼りに出でて街上に射たれたる学生ひとり其のあくる日に

酒井青峯 明29~昭49 『車窓』(31)

講和自立の年明けにけり晴れわたる空にうかべる風二つ三つ

竹内栄作 『アラギ』(27・1)

脆き脆き平和をたもつ国にして今朝かなしみの日の丸を揚げぬ

稲垣 浩 明30~昭53 『稲垣浩第一歌集』(37)

今日のごと国旗掲ぐる見ざりけり講和発効よろこぶ家並

御製 (天皇 御名 裕仁) 明34~ 『あけぼの集』(49)

国の春と今こそはなれ霜こぼる冬にたへこし民のちからに

規工川佑輔 昭4~ 『西日本新聞』(27・5・6)

条約発効となりわが町の金魚の空輸は実現近し

藤田 斉 『名もなき民の叫び』(37)

生活にかかわりのなき独立か国旗は役場の門に立つのみ

金田恭平 昭8~ 『ポトナム』(29・12)

講和の発効 講和発効にともなつてさまざまな変化が生じた。連合軍総司令部は廃止され、米極東軍司令部に改編、四月二十八日、同司令官兼国連軍司令官にはリッジウェイ大將がかわつてM・クラーク大將が就任、六月十七日、司令部は第一相互ビルから市ヶ谷の旧陸軍省に移り、さらに八月二十六日、同司令部は三軍統合極東軍司令部を設置してこれを市ヶ谷におき、極東軍司令部は在日兵站司令部・司令部管理部隊と合流、極東陸軍司令部となつて座間に移転、それまでに設置されていた極東海軍司令部、極東空軍司令部と同格になった。占領軍接収施設の解除も当然開始されるはずであったが、その進捗状態は極めて遅々としていた。日本側は「進駐軍」という呼称を改め「駐留軍」としたが、事実上占領の継続という態勢は変わらなかった。ポツダム政令は失効することとなった。政府は「占領下の行き過ぎ是正」という名目の下に、日本国憲法を含め、反動化の法制準備を開始した。(原田)

見かけのみ復興成りし街空に祝賀飛行の紙吹雪舞ふ

蓑輪喜作 昭4「新日本歌人」(27・2)

講和記念に植えよと土地のないおれの家にも杉苗の配給がくる

浦上規一 大9「アララギ」(27・7)

平和条約成りしといへど戦に得たる吾が病癒ゆることなし

出口草露 大4「詩歌」(27・2)

講和反対のポスターはがす人なくて埃まぐ街角に兎ら球投ぐる

吉田 漱 大11「未來」(27・7)

血のメーデー

花の輪に世界を結べと歌ひつつ花つけし制服の群隊を成しゆく

赤旗の並ぶ壇上たちまち混乱し人民広場に行けといふ声*

プラカード激しく学生隊は出でゆきぬ嘗てなきメーデーとなりゆかむ

カヘレカヘレと連呼するデモ隊にカメラを向ける白き柵より

一途なれば意識の相剋は無かるべし筈の旗立てて鼓を鳴らす群

駆足が蛇行示威となるなかに老婆あり子供あり子を負へるあり**

ポツダム政令の廃止 昭和二十七年四月十一日「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」(法律第八一

号)が公布され、講和発効の日から施行された。この「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」は、昭和二十年九月二十日勅令第五四二号で制定された。

「政府ハ『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ聯合國最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」とされ、占領軍の指令、命令を実施する場合には、法律制定をまたず、命令のかたちをとることをきめていた。この勅令は旧憲法下の緊急勅令のかたちで公布され、以後この勅令によって憲法の規定とはかわりなく、いわゆる超憲法的効力をもつさまざまな勅令(新憲法施行後は政令)が公布・施行された。「ポツダム政令」というのは、この勅令第五四二号と、これにもとづいて公布された勅令・政令を指す。

(原田)

* 人民広場＝皇居前広場。

** 蛇行示威＝ジグザグデモ。

前田 透 大3『漂流の季節』(28)

憎しみて襲ひて行ける隊のあと踏まれし芝に埃降りみつ

中里久雄 大9『共著歌集』『闘心』(29)

ひれ伏せばたちまち怒りこみあげる民を狙^{ねら}ひてうつ銃の音

北岡由紀夫 昭3『桜桃』(32)

連呼して友を返せと寄る一人寄りゆきぎまに手錠打たれつ

デモ隊の中に追はれて来し広場すでにわが手に角帽はなし*

宮城謙一 明42~昭42『櫻の木』(27・5)『冬の日』(33)

えんぴつの芯とがらせて胸底の瞋^{いか}りを吐かむ歌を書きつく

一弾は尻より胸に貫^{つらぬ}けしというかかろ姿勢の意味するものを見よ

橋本喜典 昭3『合同歌集』『平和歌集』(28)

容赦なき検挙のニュース伝はりてメーデーの夜を沈痛に居り

滝沢博夫 大10『芸林』(27・6・7合併号)

棒^{ちぎ}千切れ振ふ人らを暴徒と呼ぶピストル一つ誰も持たぬに

血のメーデー 昭和二十七年五月

一日、政府はこの年もメーデー会場に皇居前広場を使用することを禁止した。講和発効から三日のち両条約に対する不満がこの使用禁止に対する不満と競合し、日比谷公園で解散する予定のデモ隊の一部六〇〇〇人が皇居前広場に入り、警官隊五〇〇〇人はデモ隊の侵入に道を開くかたちで退いたのち、催涙ガス・拳銃でデモ隊に攻撃を加え、二人を射殺し多数の重軽傷者が出た。激端に駐車中の米軍乗用車は放火された。政府はこれを共産党の陰謀と宣伝し、一方外電は日本人の占領体制に対する不満の爆発と報じて対照的な解釈を生じた。一二三〇人が検挙され、二六一名が騒乱罪で起訴された。この裁判は長期にわたり、昭和四十七年十一月、東京高裁は騒乱罪は成立せずとして一審判決を破棄、一六名が騒乱罪以外の罪で有罪、他は無罪となり、この判決が確定して、二〇年ぶりに事件は解決した。(原田)

*角帽 大学の学生帽で、上部が四角になっている帽子。

島崎千里 明41〜昭31 「アララギ」(27・8)

メーデー騒ぎ批判してゐる父と子の皇居前と云ひ人民広場と云ふ

島田修二 昭3〜「多磨」(27・8)

始業ちかき演習室にメーデー事件の学生釈放の署名簿廻り来る

川路美英 大7〜昭33 「アララギ」(27・11)

破防法成立

破防法反対のビラ貼る吾を写真にとりて巡査去りゆく

岡本利男 昭42 「鶏苑」(27・10)

インテリの弱き抵抗見しの上に破防法遂に成らむとぞする

阿井芳子 大13〜「新日本歌人」(27・10)

厚き壁に日々閉されてゆく心地破防法案つひに国会通る

安田安雄 昭4〜「まひる野」(27・8)

中道を歩めと強く説きたる師破防法の事にはふれず終りぬ

郡司 淳 「鶏苑」(27・10)

無力なる者のかなしみ七夕の色紙にぎれ書く破防法反対

破防法 政府は昭和二十六年春、ボツダム政令の一つである「団体等規正令」(昭和二十四年四月四日公布)が講和条約成立後は廃止されることを見越してこれに代わる「破壊活動防止法」の準備を開始した。「団体等規正令」は「暴力主義的反民主主義的団体とその運動」の取締りにかかけ、主として左翼団体の取締りに適用されてきた。立案には法務府特別審査局があたり、昭和二十七年四月十七日、国会に上程した。総評その他の労働組合、学生団体などはつよくこれに反対、国会でも、日本改進黨から日本共産黨にいたるまで野黨は反対した。七月四日、日本自由黨、緑風會の賛成で可決成立、二十一日公布された。この法律は「暴力主義的破壊活動」処罰について刑法の補整、団規令と同様の団体に対する規制の二つを骨格とし、この調査・活動制限・解散のために公安調査所、公安審査委員會を設けた。(原田)

再軍備論争 政府は昭和二十八年七月「直接侵略に対抗するための保安隊など防衛組織の保持は憲法違反にはならない」という見解を